

# 個人情報保護条例がなくなる？ —自治体からの抵抗は可能か— 2021.12.18市民集会 資料集

[1]個人情報保護法制・条例見直しの経過……………P.2～7  
 [2]法案国会審議、附帯決議……………P.8～9  
 [3]改正法成立後の個人情報保護委員会の説明…P.10  
 [4]第2回自治体向け説明会レジメ……………P.11～25  
 [5]自治体議会の意見書……………p.26～30  
 ▼国立市議会／2020年11月18日可決  
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/69/02giinteishutsu08a.pdf>  
 ▼あきる野市議会／2020年12月17日可決  
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000006/6719/R2.12ikensyo.pdf>  
 ▼小金井市議会／2020年12月20日可決  
[https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/gikajimukyoku/teireirinji/reiwa2\\_gikai/reiwa2\\_gian/R204gian.files/R2041222.pdf](https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/gikajimukyoku/teireirinji/reiwa2_gikai/reiwa2_gian/R204gian.files/R2041222.pdf)  
 ▼清瀬市議会／2021年3月24日可決  
<https://www.si-gichokai.jp/open/opinionDetail.jsp?id=87018>  
 ▼札幌市議会／2021年3月30日可決  
[https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/03\\_1t\\_i04.pdf](https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/03_1t_i04.pdf)  
 ▼名古屋市会／2021年7月6日可決  
<https://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000142/142576/030706.pdf>  
 [6]日弁連意見書について……………p.31

## 個人情報保護法制見直しの検討経過

	令和元年	令和2年						令和3年
	12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月		
タスクフォース ※関係省庁局長級	★ 第1回				★ 第2回 ・中間整理		★ 第3回 ・最終報告 <b>12/23</b>	
有識者検討会							★ 第11回 ・最終報告案 <b>12/17</b>	
個人情報保護制度の見直しに関する検討会								
その他								

個人情報保護制度の見直しに関する検討会

★ 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回 第11回  
 ・中間整理案  
 ・最終報告案

主に国・民間の個人情報保護制度の在り方について検討

主に地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討

各省協議 バブコメ

2020.12.26～2021.1.15

改正法案提出

【「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」13頁に加筆】

**2021.5.12改正法成立**

- 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(事務局:個人情報保護委員会)
  - 第1回(2019.12.2) 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案
  - 第2回(2020.1.29) 東京都・神奈川県・山梨県から報告
  - 第3回(2020.5.25) 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告、有識者検討会の意見  
 ※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定
  - 第4回(2020.7.3)「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ
- ※資料は <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kondankai/>

## 個人情報保護制度見直しの狙い

1

1. 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3者における個人情報の取扱いを、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に所管する体制を構築する。

＜一元的所管の具体的な意味＞

- ・ 統合後の法律の執行（監視・監督）は、個人情報保護委員会が行う。
- ・ 統合後の法律の有権解釈権は、個人情報保護委員会に一元的に帰属する。
- ・ 統合後の法律に係る企画・立案（附則検討条項に基づく制度の見直し等）は、個人情報保護委員会が行う。

2. その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正する。

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。

### ○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

【個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース 第2回(2020.8.28)資料3】

## 地方公共団体の個人情報保護制度との関係（今後の進め方）

9

### 【基本的な考え方】

- ・ 地方公共団体における個人情報の取扱いについては、**平成15年の国の法制化に先立ち、大多数の都道府県及び市区町村において条例が制定**され、各地方公共団体における実務が積み重ねられている。一方、国においては、平成15年の法制化以降、個人情報保護の水準確保や、個人情報の保護と活用の適正なバランスの確保の観点から、随時制度改正が行われている。
- ・ こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行に直面し、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの向上のための行政のデジタル化を含め、**我が国社会全体のデジタル化を強力に進めていくこととされており、データ活用への取組も一層加速**させなければならない。また、国際的なデータ流通が増大していく中で、**GDPR十分性認定など、国際的な制度調和の必要性**が一層高まっている。
- ・ こうしたことから、**地方公共団体も含めた我が国全体で総合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行う必要がある。**
- ・ なお、検討に当たっては、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、**各地域における独自の保護・活用の要請に配慮**するとともに、**これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮**し、制度の安定性を確保する必要がある。



### 【今後の進め方】

今後は、有識者検討会において、**地方公共団体の意見を十分聞きながら**、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、**具体的な検討**を行うこととし、**年内を目途にその結果を本タスクフォースに報告**させる。

【個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース 第2回(2020.8.28)資料3】

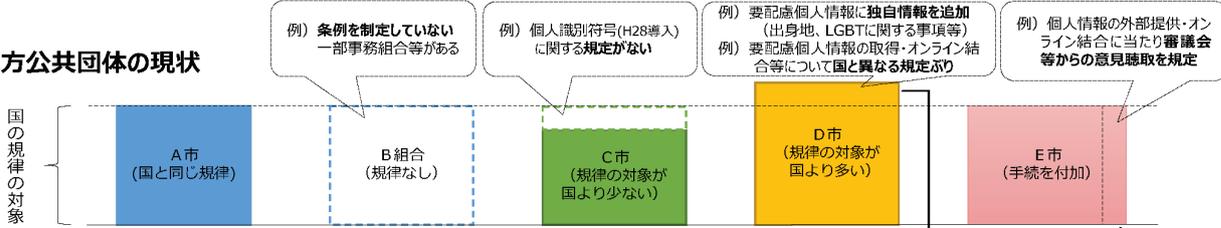
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
  - ※ いわゆる「2000個問題」
    - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となることが
    - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和
  - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定
  - ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

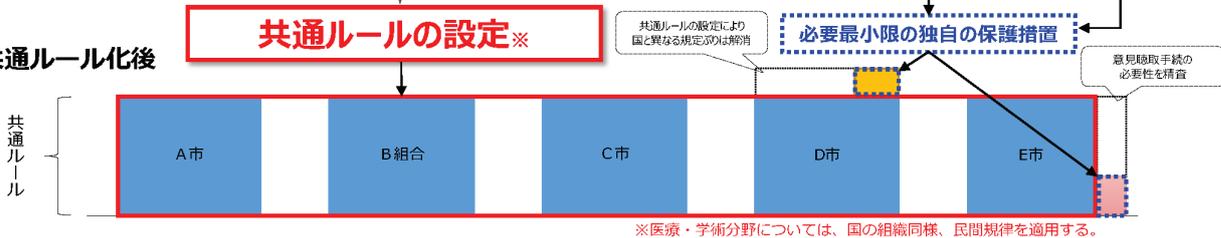
＜検討の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
  - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
  - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



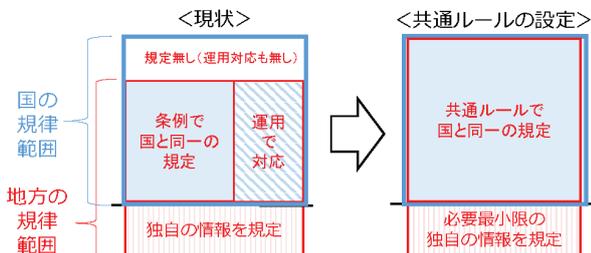
【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第8回(2020.10.8)資料1総務省自治行政局】

個別論点①：要配慮個人情報の定義

＜「要配慮個人情報」の位置付け＞

・ 個人情報及び行個法のいずれにも、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定 ○行個法2条4項 ・人種 ・信条 ・社会的身分 ・病歴 ・犯罪歴 ・犯罪被害の事実 ・法令で定める記述等が含まれる個人情報 ↓ ○行個法4条各号 ・心身の機能の障害 ・健康診断等の結果 ・医師等の指導・診療・調剤の事実 ・被疑者等としての刑事事件手続の事実 ・少年の保護事件に関する手続の事実	○多くは、行個法の「要配慮個人情報」と同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。 ○一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは異なる範囲を条例で規定する例がある。 ・行個法が規定する情報を規定していない（運用上も対象としていない）場合 ・行個法が規定していない独自の情報を規定する場合（都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定） 例) ○思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等



■ 検討の方向性

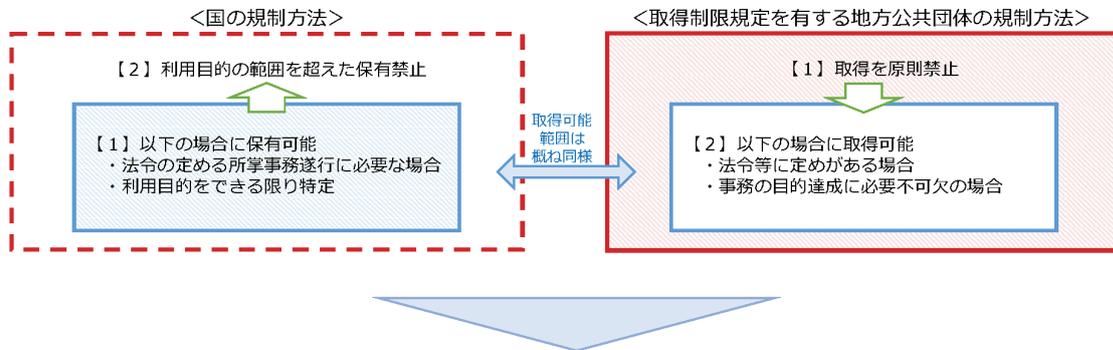
- (1) 共通ルールとして国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第8回(2020.10.8)資料1総務省自治行政局】

## 個別論点②：要配慮個人情報の取扱いに係る規制

3

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
要配慮個人情報の保有の制限	<p>○個人情報全般について、取得可能な場合を規定した上で、利用目的の範囲を超える保有を禁止（行個法3条1項・2項）</p> <p>※行個法上「保有」は作成、取得、維持・管理を含む。</p>	<p>○ほとんどの地方公共団体において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮個人情報の取得を原則として禁止しつつ、</li> <li>・限定的に取得を可能とする要件を規定</li> </ul> <p>○取得の要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。</p>



## ■ 検討の方向性

個人情報全般の保有制限について、共通ルールとして行個法3条1項・2項と同等の規律を導入してはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定める要配慮個人情報の取得制限の目的は達成されるのではないか。）

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第8回（2020.10.8）資料1総務省自治行政局】

## 個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	<p>安全確保措置（行個法6条）</p> <p>※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。</p>	<p>安全確保措置に係る規定</p> <p>有り：1,783団体 無し：5団体</p>
	<p>目的外利用・提供の制限（同8条）</p>	<p>目的外利用・提供の制限に係る規定</p>
	-	<p>オンライン結合制限規定</p> <p>有り：1,669団体 無し：119団体</p>

## （行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）

- 個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠く
- 利用・提供規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効

## （条例のオンライン結合の制限規定の内容）

- オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。
- オンライン結合を可能とする要件として、
- ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」

（1）総務省が定める個人情報保護指針（総務省）

※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）

措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。

- オンライン結合を可能とする要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。

## ■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第8回（2020.10.8）資料1総務省自治行政局】

	目的外利用・提供の要件	国の制度	地方公共団体の現状
具体的な事由	I 法令に基づくとき	○ (行個法8条1項)	○
	II 本人の同意がある・本人に提供するとき	○ (行個法8条2項1号)	○：1,787団体 ×：1団体
	III 統計の作成・学術研究の目的のために提供するとき	○ (行個法8条2項4号)	○：676団体 ×：1,112団体
	IV 本人以外への提供が明らかに本人の利益になるとき	○ (行個法8条2項4号)	○：461団体 ×：1,327団体
	V I～IV以外の具体的な事由	×	例：人の生命、身体又は財産の保護のため等
その他	VI (内部利用の場合、他の行政機関等に提供する場合で) 相当な理由のあるとき	○ (行個法8条2項2,3号)	【内部利用する場合】 ○：1,358団体 ×：430団体 【他の行政機関等に提供する場合】 ○：1,243団体 ×：545団体
	VII 特別の理由のあるとき	○ (行個法8条2項4号)	【条例列記事項の不足を補う包括規定】 ○：1,258団体 ×：530団体 ※審議会等の意見聴取手続を規定する団体有り

**(条例の目的外利用・提供に関する規定の内容)**

- 例示的に規定している要件について、**具体性の程度に違い**が見られる。(I～VI)
- 多くの団体で**、条例列記事項の不足を補う**包括規定が設けられている**。(VII)
- 包括規定への該当性を判断する手続として、**審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある**。(VII)

■ 検討の方向性

目的外利用・提供について、共通ルールとして行個法8条と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。(これにより、地方公共団体が条例で定める目的外利用・提供制限の目的は達成されるのではないか。)

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第8回(2020.10.8)資料1総務省自治行政局】

## 自治体の個人情報保護審議会での個別案件の審議状況<sup>0</sup>

・各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会  
第10回(2020.11.27)資料3

「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果(総務省自治行政局)22頁より】

「法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する。……今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していく(2020.12「最終報告」40頁)

地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体間の規律の相違が解消される。</li> </ul>
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。</li> <li>地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに取れんされる。</li> </ul>
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。</li> <li>個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。</li> </ul>
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。</li> <li>個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。</li> <li>届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。</li> </ul>
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。</li> <li>地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。</li> <li>是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。</li> </ul>	

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第10回(2020.11.27)資料1】

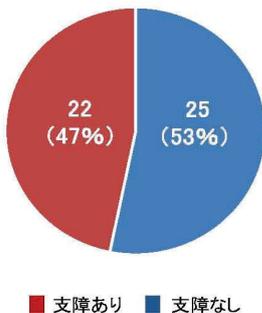
自治体側の考え……全国知事会のヒアリング資料 12

③ 個人情報の取扱い

【方向性】

- 「個人情報」の保有制限は、国と同じ規律を導入することで条例で定める要配慮個人情報の保有制限の目的を達成
- 安全確保措置や目的外利用・提供制限は国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、条例で定めるオンライン結合制限の目的を達成
- 目的外利用・提供制限は、国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、適切な事務の遂行を確保

【意見】



【支障ありの主な理由】

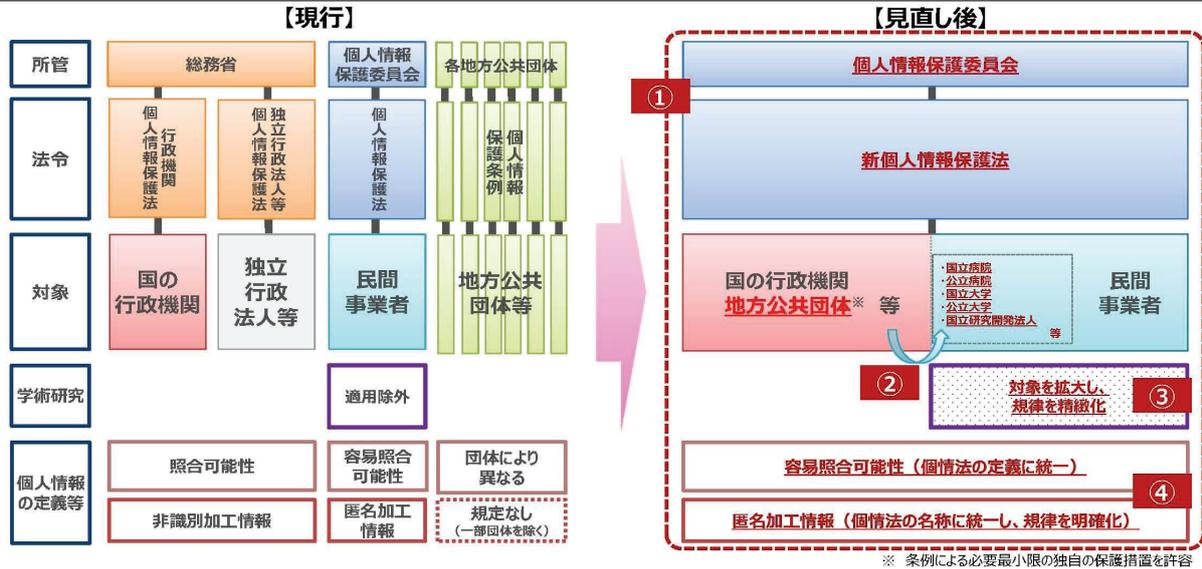
- **要配慮個人情報の保有制限**
  - 要配慮個人情報の保有制限を撤廃すると、県における個人情報の取扱いが後退したと受け取られる懸念がある
  - 住民に接する機会が多い地方ではセンシティブ情報に接する機会が多く切実な状況にあり、多くの自治体で取得を一律に禁止している現状を鑑み、国が地方の規律の仕方に合わせることで適正なセンシティブ情報の取扱いに資すると思料
- **オンライン結合制限、目的外利用・提供制限**
  - オンライン結合制限は、オンライン結合に係る第三者評価の意味合いがあると考えており、その仕様、条件、安全確保措置の具体的な提示が必要
  - 目的外利用・提供は個人の権利利益に大きな影響を及ぼすため、技術的な助言であるガイドラインではなく、法律に明記すべき
  - 目的外利用・提供制限について行個法にない地方独自の規定は、新法による取り込みやガイドラインにより地方の独自判断が可能となるよう検討されたい
  - ガイドライン等だけでは判断できないことも想定され、その場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要と考える

**地方におけるこれまでの個人情報の取扱いとの齟齬や後退が生じることのないよう、法律による措置やガイドラインの策定、地方の審議会の関与を求める意見が多い**

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会第10回(2020.11.27)資料4 全国知事会ヒアリング資料】

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告 概要(2020.12)】

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

- ① 適用対象
  - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
  - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
  - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
- ② 定義の一元化
  - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
  - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ 個人情報の取扱い
  - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
  - 例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
  - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
  - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
  - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
- ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求
  - ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定
- ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入
  - ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
  - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
  - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
  - ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
  - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ 施行期日等
  - ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
  - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
  - ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
  - ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
    - ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
    - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告 概要(2020.12)】

## 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

## 概要

### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵政事務法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

#### <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

#### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

## 「条例の規定は一旦リセットしていただく」一国会審議から

### ● 条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か（衆・内閣3/19立憲・森田）

（平井卓也担当大臣）現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的には改正法の施行までに一旦リセットしていただく**ことになり、独自の保護措置として存置する規定等については改めて規定していただくことになる。

（時澤政府参考人）法律案の中におきまして、具体的に**明文の規定で条例の中で取り込むことができるものは…**例えば、条例要配慮個人情報の内容…、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの…本人開示等請求における不開示情報の範囲…本人開示等請求における手数料…本人開示請求の手続、審議会等への諮問、これは既に法律の中で、条例で定めるということができる。

そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則…団体内部の手続…法的効力を伴わない理念的事項…個人保護以外の観点から定められる事項、こういったものにつきましては、条例で定めることができる。**自己情報コントロール権等**につきましては、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる

**死者の情報**につきましては、…遺族感情の尊重の観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めるというはできる。

**オンライン結合制限**につきましては、これは全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、オンラインにつきましては**全て、オンライン結合制限**というのは、**条例で上乗せはできない**と整理をしている。

※自民党の委員からも疑問が（参・連合4/27自民・三浦）

「自治体が熟議を重ね、独自に築き上げてきた個人情報保護条例をいとも簡単にリセットという、こういった表現をされるというのは、地方議会出身の私としましてはいささか釈然としません」

### ● 棚卸しによる条例の改廃、上乗せ横出し禁止の法的根拠（参・連合4/27立憲 小沢）

（時澤政府参考人）今回の改正は、全ての地方公共団体に適用されます全国的な共通ルールを法律で規定するもので、個人情報保護の全国的な最低水準を設定するだけでなく、保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるというものでございます。

このような今回の法改正の趣旨に照らしますと、改正後の個人情報保護法におきまして、条例で独自の保護措置を設けることが認められるものは、地域の特性に照らして特に必要がある場合に限られると考えております。

## 2. 国会における附帯決議① (個人情報保護法関係抜粋)

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議(令和3年4月2日衆議院内閣委員会)(抜粋)

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

【法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について(2021.5.19)】

## 改正法施行に向けた個人情報保護委員会の考え方

### 4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針(案)

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体(原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等)を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

#### ○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

#### ○ 改正法や政令等の周知

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

#### ○ 組織体制の整備

- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

【法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について(2021.5.19)】

## 趣旨

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法（以下、令和3年改正法）による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。
- 個人情報保護委員会としては、公的部門に対する規定の解釈等について、今後、ガイドライン等を通じて示すこととなるが、令和3年改正法の施行期日は、国の行政機関・独立行政法人等については、法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内で政令で定める日から、地方公共団体・地方独立行政法人については、法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日から施行されるなど、段階的な施行が予定されており、ガイドライン等も段階的に、策定・改訂することが予定される。
- このため、予め現時点において、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示すことで、国の行政機関等、地方公共団体等の関係者の施行に向けた着実な対応を促す。また、これを契機とした関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かすこととする。

- 本資料の記載の内容については、今後の検討を進めていくなかで、最終的なガイドライン等の記載事項との差異が生じる可能性がある。
- なお、令和3年改正法による改正後の個人情報保護法における公的部門に対する規律は、多くの規定において、国の行政機関等と地方公共団体等に共通している。本資料の記述も、特に記載のない限り、両方に共通するものとして提示する。

1

【公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（2021.6）個人情報保護委員会】

## 6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

20

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

### 【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
  - 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとい目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
  - 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
  - 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとい目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
  - 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
  - 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

8

【公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（2021.6）個人情報保護委員会】

# 令和3年改正個人情報保護法に係る ガイドライン等について

---

令和3年11月  
個人情報保護委員会事務局

## 本日のご説明する内容

---

### **I. 序論：本説明会の位置付け**

1. 改正法の施行に向けた国における準備状況
2. 法体系移行への備えとご協力いただきたい事項

### **II. 総論：改正法とガイドライン等との関係**

1. 改正法の目的
2. 改正法による権利保護の確保
3. ガイドライン等の位置付け

### **III. 各論：改正法の規律に関する個別論点**

1. 改正法の適用関係
2. 個人情報等の取扱い
3. 個人情報ファイル
4. 開示・訂正・利用停止
5. 行政機関等匿名加工情報の提供等
6. 雑則関係
7. 委員会による監視等
8. 条例との関係

### **IV. 今後の検討について**

# I. 序論：本説明会の位置付け

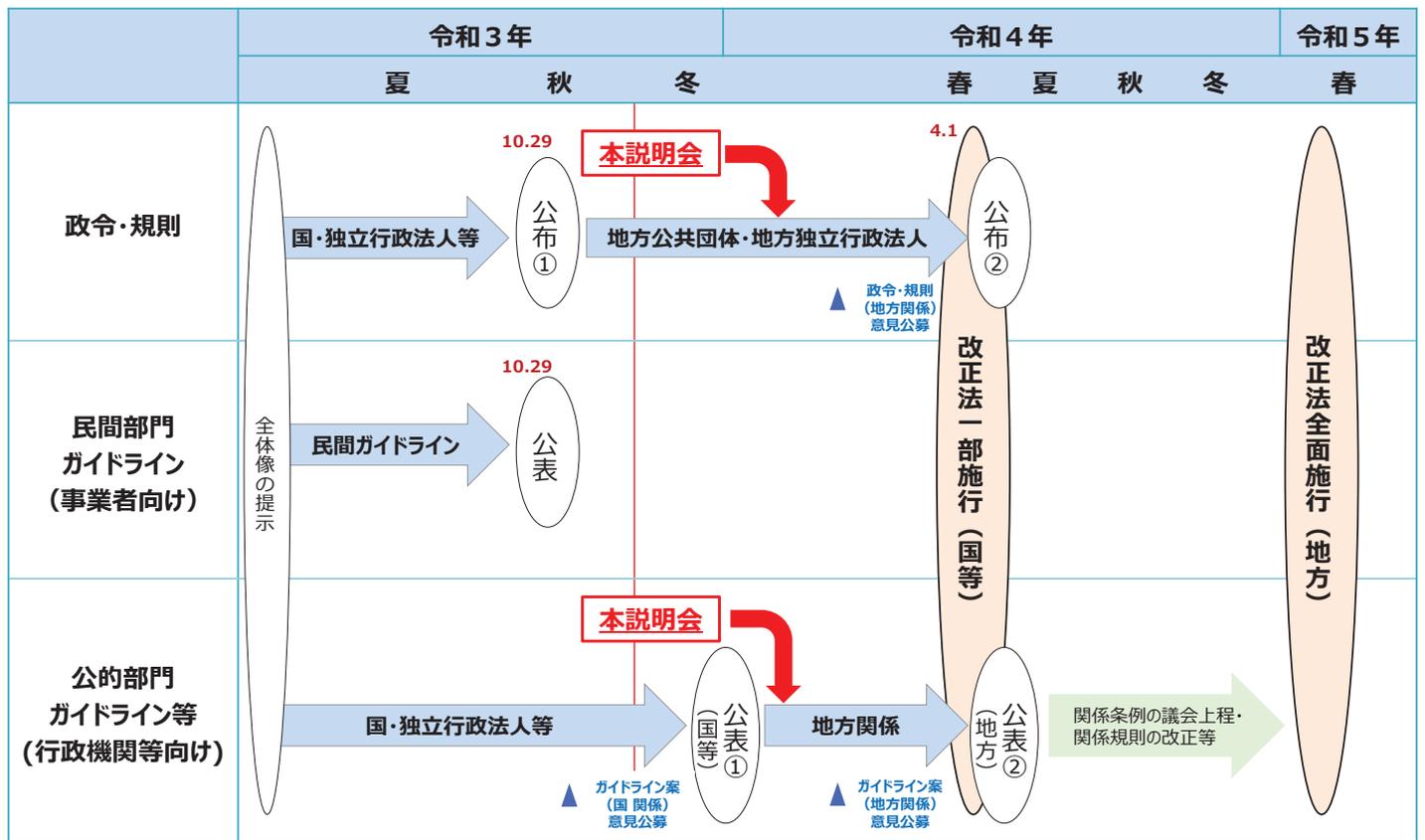
- 本資料における条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
  - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年4月1日施行予定）  
民間事業者に加えて、行政機関（国）及び独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
  - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）  
上記に加えて、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用。

## 1. 改正法の施行に向けた国における準備状況

- 本年5月の改正法の成立以降、令和4年4月及び令和5年春のそれぞれの施行に向けて、委員会において政令、規則、ガイドライン等の整備を進めているところ。
  - デジタル社会形成整備法第50条関係（令和4年4月施行予定）
    - 政令、規則、ガイドライン（個人情報取扱事業者向け）を10月に公布・公表済み。
    - ガイドライン（行政機関等編）については、11月29日までパブコメを実施。  
令和4年明けの成案の公表を見込む。
  - デジタル社会形成整備法第51条関係（令和5年春施行予定）
    - 第50条関係で整備された政令、規則、ガイドライン等を更に改正する形で検討中。
    - 具体的改正事項としては、地方関係に特別な規律に関する規定整備のみを想定。
      - ※ 法律上、行政機関（国）及び独立行政法人と、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人とは、いずれも「行政機関等」として原則同様の規律が、適用されることとなっている。
- デジタル社会形成整備法第51条改正関係の政令、規則、ガイドライン等については、令和4年4月頃までに成案の公布・公表を目指す。

**本説明会は、政令、規則、ガイドライン等の現状案（政令・規則については検討の方向性）をお示しつつ、今後の成案の策定に向けて、意見交換をさせていただくためのもの。**

## (参考) 令和3年改正法の今後の想定スケジュール



4

## 2. 法体系移行への備えとご協力いただきたい事項

### ガイドライン等の策定に向けた情報提供

- 委員会としては、令和5年春の全面施行に向けて、引き続きガイドライン等の策定を進めていく。
- 7月に実施した説明会に際しては、1000件弱のご意見やご質問をいただき、事務局として、地方公共団体での実務に根差した観点を取り込んで、ガイドライン等を検討するために活用。
- 今回お示しするガイドライン等の現状案に対しても、ご意見を募集することとしており、ガイドライン等の充実・精緻化のため、改めてご協力をいただきたい。

### 改正法を前提とした行政事務・サービスの法的位置付けの整理

- 現行の条例から改正法に、日々の行政事務・サービスにおける個人情報の取扱いに係る規律が移行することに伴い、各団体が定める条例の規定状況による差異はあるものの、それぞれの事務・サービスの法的位置付けについて、改正法に照らして再整理をいただくことが必要。
- 委員会としては、ガイドライン等の策定、照会への回答などを通じて、必要な支援を行っていく。

### 改正法の施行に向けた条例・体制の整備

- 現在各団体において定められている条例が、1つの法に基づく共通ルールに統合されることから、程度の差はあれ、適用される「規定」の変化が必ず生じることになる。
- 今後の条例改廃等の検討に当たっては、個別規定の異同のみならず、ガイドライン等で示す法の規定・解釈・運用の全体を踏まえた検討と関係者への説明にご留意願いたい。

5

## Ⅱ. 総論：改正法とガイドライン等との関係

---

### 1. 改正法の目的

---

- ガイドライン（行政機関等編）においては、「3 法の目的」として、令和3年改正法の施行後の個人情報保護法（以下「法」という。）の目的や期待される効果について解説している。
  - **個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護**
  - 独立性・政治的中立性を有する独立行政委員会であり、国際的制度調和や執行協力も担う**個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保**
  - **デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応**（期待される効果）
    - 行政サービスの安全性・信頼性を含めた質の向上
    - 行政事務や国民の権利保護に係る統一的基準の設定と履行確保
    - 官民連携・地域間連携による政策課題解決のために必要な環境の整備
    - 国際的制度調和のための国内制度環境の整備
- **今後の条例整備や住民向け説明などの施行準備や、改正法の施行後の運用に当たっては、こうした法の目的を踏まえ、期待される効果が実現されるような対応が望まれる。**

## 2. 改正法による権利保護の確保

(公的部門における統一された保護水準の確保)

- 国の行政機関と同じ保護水準を地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にも適用。

(独立行政委員会による執行体制の確保)

- 独立行政委員会である個人情報保護委員会が、公的部門全体の規律の解釈・執行を担う。
- 個人情報保護委員会は、デジタル化・国際化が進むなか、民間事業者における事業活動や国際的な制度動向、技術革新の進展状況などを踏まえながら、分野横断的な規律の解釈・執行を担う。

(公的部門の規律の充実化)

- 条例や行政機関個人情報保護法など、現行の公的部門における規律に加えて、民間部門の規律を一部取り込む形で、規律を充実化。
- 従来の条例に存在していた一部の規定について、法による共通ルールでは採用していないものの、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では、必要な保護水準は確保している。

8

## 3. ガイドライン等の位置付け

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
  - 各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等が、改正後の法の規律について、体系的に必要な最低限の内容を理解するための資料として作成するもの。
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド
  - 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）。
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）
  - ガイドラインや事務対応ガイドを補足し、具体的事例への当てはめ等を示すための資料として作成するもの。
  - 7月以降にいただいたご質問のうち、特に考え方を広く情報提供すべきと考えたものにつき、今回の説明会においてもお示しをしている。

※なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、上記のほか、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行っていく。

9

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

## 1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

## 2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

## 3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

10

# ガイドライン（行政機関等編）の策定について

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）の規定に従い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「**個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）**」（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。
- 本ガイドラインは、**各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等が改正後の法の規律について、体系的に必要最低限の内容を理解することを目的としたものである**。なお、各行政機関等において個別の事務処理を担う職員の参考とするため、委員会は、別途「事務対応ガイド」や「Q&A」を始めとする資料を作成・公表する。
- 本ガイドラインの策定に当たっては、**現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に相当する規定がある場合には、当該規定の解釈運用を原則として踏襲しつつ、そのような規定が存在しないものも含めて、現下の行政機関等における個人情報の取扱いを取り巻く状況に照らし、必要な記載の追記等を行ったものである**。

【適用対象】 **行政機関**（改正後の法第2条第8項）及び **独立行政法人等**（同条第9項）

【本ガイドラインの構成】

- |                 |                    |               |
|-----------------|--------------------|---------------|
| 1. 本ガイドラインの目的   | 5. 個人情報等の取扱い       | 9. 雑則         |
| 2. 本ガイドラインの適用対象 | 6. 個人情報ファイル        | 10. 委員会による監視等 |
| 3. 法の目的         | 7. 開示、訂正及び利用停止     |               |
| 4. 適用の範囲        | 8. 行政機関等匿名加工情報の提供等 |               |

11

## Ⅲ. 各論：各規律に関する個別論点

1. 改正法の適用関係
2. 個人情報等の取扱い
3. 個人情報ファイル
4. 開示・訂正・利用停止
5. 行政機関等匿名加工情報の提供等
6. 雑則関係
7. 委員会による監視等
8. 条例との関係

### 1. 改正法の適用関係

- 一連のガイドライン等は、法第5章の適用を受ける「行政機関等」及び行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者に適用される。
  - 「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。（法第2条第11項）
    - 行政機関
    - **地方公共団体の機関（議会を除く。）**
    - 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。）
    - **地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。）**
- 地方議会における個人情報の取扱いについては、法第5章の直接の適用は無いところ、自律的な対応が期待されるところであるが、個人情報保護委員会としても、総務省等とも連携しながら、適正な取扱いの確保のために必要な情報提供等を行っていく。

ガイドライン案2・4-1  
事務対応ガイド案2・3-1-1

## 1. 改正法の適用関係（つづき）

- なお、以下の業務及び法人については、それぞれ法第4章の個人情報取扱事業者等に係る規律の一部の適用がある。（法第58条・第125条関係）
  - 地方公共団体の機関の行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務
    - ➔ 個人情報取扱事業者等による取扱いとみなして、法第4章の一部の規定の適用がある一方、法第5章の一部の規定の適用がないものとされている。
  - 地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものに限る。）
    - ➔ 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者であるものの、法第4章の一部の規定の適用がない一方、地方独立行政法人とみなして、法第5章の一部の規定の適用がある。
- この点、地方公共団体の機関については、**同一機関のなかにおいて、法第5章の規定の適用のみを受ける業務と、法第4章及び第5章のそれぞれ一部の規定の適用を受ける業務が混在することになる**ところ、こうした場合における法の適用関係に関する考え方を複数のQ&A案において示している。

ガイドライン案2・4-1-1(6)  
事務対応ガイド案2・3-1-1(6)

14

## 2. 個人情報等の取扱い：安全管理措置義務

- 行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。（法第66条第1項関係）
- 安全管理措置には、①**組織的安全管理措置**、②**人的安全管理措置**、③**物理的安全管理措置**及び④**技術的安全管理措置**があり、その講ずべき具体的内容は、事務対応ガイド案で示している。
- また、**サイバーセキュリティ対策との連携**、**委託先の監督等**についても留意点を明示している。

ガイドライン案5-3  
事務対応ガイド案4-3・4-8

15

## 2. 個人情報等の取扱い：漏えい等報告等の対象となる事態

- 法第68条の規定に基づく漏えい等の報告等に関連して、漏えい等報告等の対象となる事態について、デジタル社会形成整備法第50条の施行時点（令和4年4月）の規則では、以下のものを規定。
  - ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 上記に加えて、デジタル社会形成整備法第51条の施行時点（令和5年春）の規則においては、**条例要配慮個人情報を含む保有個人情報漏えい等した場合**を、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の対象とする方向で検討している。

規則方向性1  
ガイドライン案5-4  
事務対応ガイド案4-4

16

## 2. 個人情報等の取扱い：目的外利用・提供を行い得る場合

- 法第69条の規定により保有個人情報の目的外利用・提供が許容される場合については、ガイドライン案及び事務対応ガイド案において考え方が整理されている。
- 各地方公共団体においては、現行の行政事務・サービスにおける保有個人情報の利用・提供が、法第69条との関係でどの条項に基づき許容される／されないものであるか、改正法の施行までに再整理いただくことが必要。
- 個人情報保護委員会においても、今後のご意見・ご質問を踏まえながら、ガイドライン等の充実を図っていく。

ガイドライン案5-5  
事務対応ガイド案4-5

17

## 2. 個人情報等の取扱い：要配慮個人情報の取得制限等について

- 現行条例の一部においては、要配慮個人情報の取得制限や個人情報の本人直接取得原則など、個人情報の取得に関する規定が存在するものの、改正法では相当する規定が存在しない。
- この点について、**法第61条第1項及び第2項**の規定に基づき、行政機関等は法令上の事務の遂行に必要な範囲でのみ個人情報を保有することができることとされているほか、**法第64条**の規定は、不正な手段による個人情報の取得を禁止している。
- さらに、**法第63条**の不適正利用の禁止や**法第65条**の正確性の確保など、一度取得した個人情報の適正な取扱いを確保するための規律が設けられている。
- これらの規定により、改正法においては、規範全体として必要かつ適切な保護水準を確保している。

ガイドライン案5-1・5-2  
事務対応ガイド案4-1・4-2

18

## 3. 個人情報ファイル

- 個人情報ファイル簿の標準様式及び記載要領については、事務対応ガイド案（様式編）に示しており、ガイドライン案及び事務対応ガイド案の本文と併せて参照されたい。
- 事務対応ガイド案には、個人情報ファイル簿の作成手順や作成単位などを内容とする参考資料として、「地方公共団体における個人情報ファイル簿の作成について（案）〔令和3年11月時点暫定版〕」も添付している。

ガイドライン案6-2  
事務対応ガイド案5-2・標準様式1・資料4

19

## 4. 開示・訂正・利用停止

- 開示、訂正及び利用停止については、事務対応ガイド案において、具体的な手続等についての解説のほか、標準様式を示している。

事務対応ガイド案6・標準様式2

- **開示等請求に係る本人確認の方法**や、**任意代理人における請求による本人意思の確認方法**については、多くのご意見・ご質問が寄せられたことから、事務対応ガイド案においても解説をしつつ、複数のQ&A案においても考え方を示している。

ガイドライン案7-1-3(2)  
事務対応ガイド案6-1-2-2・QA案5-3

- なお、**遺族による死者の情報に関する開示請求**についても、多くのご質問・ご意見が寄せられたものの、法における「個人情報」の定義と異なる前提に立ったご質問等も散見されたため、注意喚起を行う。
- 死者に関する情報は、当該情報が生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報である場合において、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当する。
- 遺族による死者の情報に関する開示請求についても、このように**死者の情報が遺族にとっての「個人情報」に該当する場合に限って行うことが出来る**点について注意が必要である。
- また、7月の説明会においては、今後検討を行うべき事項としていた**口頭による開示請求については、法に基づく開示請求としては認められない**ものの、法第69条第1項や第2項で認められた範囲内で、本人に対する保有個人情報の提供が可能である旨を事務対応ガイド案において示している。

事務対応ガイド案  
6-1-2-1

ガイドライン案7-1-3(1)・事務対応ガイド案6-1-2-1

20

## 5. 行政機関等匿名加工情報の提供等

- 行政機関等匿名加工情報に関する提案募集制度については、事務対応ガイド案において、具体的な手続等についての解説のほか、標準様式を示している。

事務対応ガイド案  
7・標準様式3

21

## 6. 雑則関係

- 法第129条の規定に関連し、地方公共団体の機関に置く審議会等への諮問について、ガイドライン案において、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない旨を示すとともに、複数のQ&A案において、諮問の可否その他の事項についての考え方を示している。

ガイドライン案9-4  
事務対応ガイド案8-6  
QA案6-1-2・7-1

- また、審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については、法第129条との関係で妨げられるものではないものの、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない旨をQ&A案で示している。

QA案7-1-3

22

## 7. 委員会による監視等

- 個人情報保護委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。（法第156条、第157条、第158条及び第159条関係）
- 個人情報保護委員会は、各行政機関の長等から、法律の施行の状況についての報告を求めことができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表することとされている。（法第165条関係）
- 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。（法第166条第1項関係）
- 地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないとされており、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。（法第167条関係）

ガイドライン案10  
事務対応ガイド案9

23

## 8. 条例との関係

- 改正法の趣旨・目的に照らし、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容される。
- 一方、④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。
- 条例で定めることが許容されるもの／許容されないものの具体例については、ガイドライン案において例示をしているほか、7月以降に寄せられたご意見・ご質問を踏まえ、Q&A案の関係する項目ごとに考え方を示している。

ガイドライン案11  
事務対応ガイド案9-4

### 【①条例で定めることが法律上必要な事項】

- 本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）（QA案5-7-1）
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）（QA案6-2-1）

24

## 8. 条例との関係（つづき）

### 【②条例で定めることが法律上許容されている事項の例】

- 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）（QA案7-1-1）
  - ▶ 法第114条第1項第4号の「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行う旨を定める規定（QA案6-1-2）
- 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）（QA案5-4-1）
- 本人開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
  - ▶ 任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定める規定（QA案5-3-3）
  - ▶ 開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定（QA案5-6-1）
  - ▶ 訂正決定等を行うべき期間に上限を設け又は期間の延長に請求者の同意を要するとする規定（QA案5-8-3）

25

## 8. 条例との関係（つづき）

---

**【③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項の例】**

- 地方公共団体の内部管理に関わる規定
  - 個人情報ファイルの作成に当たり地方公共団体内部において事前通知を求める制度（QA案4-1-1）
- 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定（QA案9-1-1）

26

## 8. 条例との関係（つづき）

---

**【④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項の例】**

- 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定（QA案2-2-1）
- 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定（QA案3-2-1）
- 不要な保有個人情報の消去に係る規定（QA案3-2-2）
- オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定（QA案7-1-1）
- 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定（QA案5-2-1）
- 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定（QA案5-3-2）
- 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定（QA案5-6-1）
- 訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示すべき旨を定める規定（QA案5-8-1）

27

## IV. 今後の検討について

---

### 今後の検討について

---

- 本日の説明会及びご提出いただくご意見・ご質問を踏まえ、個人情報保護委員会としての政令、規則、ガイドライン等の案をとりまとめ、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、令和4年4月頃の公布・公表を目指す。（一部は、事務局資料としての公表を予定。）
- 各地方公共団体においては、一連の資料などを踏まえつつ、**令和4年度中に条例の整備その他の改正法の施行に必要な準備を整えていただくことが必要**。
- 委員会においても、各地方公共団体における準備作業を支援するため、必要な人員・予算などの確保を進めているところ。

## 日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体として、法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について慎重な検討を求める意見書

わが国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。その最初のもは、市議会での指摘を受けて1975年に制定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」である。国立市では、同条例を基に1986年に自己情報コントロール権を保障する「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を制定し、市議会決議を受けて2003年に「国立市個人情報保護条例」に全面改正し、その後も個人情報の一層の保護を図る条例改正を重ねてきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取り扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。国立市の条例では思想・信条等に関わるセンシティブ情報の収集や個人情報の目的外利用は原則禁止され、特に必要がある場合であっても、予め審議会の意見を聴かなければならない。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、国立市の条例から30年経た2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」のための「個人情報の有用性」の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取り扱い方法が異なることが「民間による行政データ活用の大きなハードルになる」(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体サイドでは、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は第4回電話会議(7月3日)で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し(9月7日「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」)、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている(10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」)。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取り扱いに共通ルールを規定し、標準化する個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、国立市議会は日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体議会として、自治体の個人情報保護条例を法律で標準化し、一律に個人データを利活用することに対しては、地方自治体の意見を十分に聞きながら、納得できる形で丁寧かつ慎重な検討を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2020年11月18日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、個人情報保護委員会委員長、内閣官房長官、総務大臣

## 法律による自治体の個人情報保護制度の標準化に反対する意見書

我が国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現のための個人情報の有用性の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取扱い方法が異なることが、民間による行政データ活用の大きなハードルになる(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体側では、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は、2020年7月3日の第4回電話会議で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は、2020年9月7日の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差があることから、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること等、4項目を要請し、全国市議会議長会は、2020年10月13日の「地方六団体と総務大臣の意見交換会」において、個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしいとの趣旨の要請を行っている。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取扱いに共通ルールを規定し標準化する、個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、自治体個人情報保護条例を法律(個人情報保護法)で標準化し、自治体の判断によらず一律に個人データを利活用することに反対し、実行しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
内閣官房長官 様

## 個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書

地方自治法が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、官民で異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めること等を目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出することを目指し、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリングとともに実態把握や論点整理を実施し、改正内容の検討を進めてきた。

一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、あきる野市議会は政府に対し、個人情報保護の見直しについて、慎重に検討を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月17日

東京都あきる野市議会  
議長 天野正昭

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 デジタル改革担当大臣  
個人情報保護委員会委員長

## 個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、官民で異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めること等を目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出することを目指し、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリングとともに実態把握や論点整理を実施し、改正内容の検討を進めてきた。

一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（2020年9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（2020年10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、清瀬市議会は政府に対し、個人情報保護の見直しについて、慎重に検討を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年3月24日

清瀬市議会

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 デジタル改革担当大臣  
個人情報保護委員会委員長

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案による地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルールの設定について慎重な検討を求める意見書

地方公共団体における個人情報の取扱いについては、国の法制化に先立ち、多くの自治体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。

個人情報は、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図る必要があり、その取扱いにあたっては、慎重な判断と十分な合意形成が求められていることから、地方公共団体の条例には、独自の要配慮個人情報の規定や、審議会で意見聴取する等の様々な工夫がなされている。

こうした中、政府は、国・地方・民間で異なる個人情報の定義等の統一や全国的な共通ルールを設定し、取扱いに関する規律の不均衡が顕著に表れている医療分野等での情報活用や情報提供を円滑に進めること等を目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案を国会に提出した。

一方、地方からは、全国市長会が、昨年9月の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」で、自治体間において、基準を統一化する場合の範囲や手法の考え方に様々な意見があることから、地方公共団体の意見を十分に聞きながら混乱が生じないように慎重に検討を進めること等を要請している。また、全国市議会議長会も、昨年10月の「地方六団体と総務大臣の意見交換会」において、個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もあり、自治体が納得できる形で丁寧な進め方をするよう要請を行ったところである。

よって、国会及び政府においては、法律による地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルールの設定にあたっては、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、慎重かつ丁寧な検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル改革担当大臣、個人情報保護委員会委員長

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員

## 地方公共団体のデジタル化に伴う個人情報の保護に関する意見書

新型コロナウイルスへの対応において顕在化したデジタル化の遅れ等の課題に的確に対応し、社会のデジタル化を強力に推進するため、令和3年5月にデジタル改革関連6法が成立した。これにより、国民の利便性の向上や社会的課題の解決につながることを期待される一方で、様々な課題も指摘されている。

地方公共団体のデジタル化の一環として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、これまで地方公共団体が個別に条例で定めていた個人情報保護のルールを全国で共通化するなどの変更がなされたが、共通化することにより、かえって個人情報の保護が後退するのではないかという懸念が広がっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に当たり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 個人情報の漏えいを防ぎ、個人の権利利益の保護を図るために必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体がその地域の特性に照らし個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月6日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

} 宛(各通)

## 地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書

2021年11月16日

日本弁護士連合会

### 本意見書について

日弁連は、2021年11月16日付けで「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」を取りまとめ、同月17日付けで内閣総理大臣、デジタル大臣、個人情報保護委員会委員長、都道府県知事、政令指定都市市長、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長、全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長及び全国町村議会議長会会長に提出しました。

### 本意見書の趣旨

- 1 個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば、要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に否定したり、個人情報保護に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務付けたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす改正法の規定は、速やかに改正するべきである。
- 2 地方公共団体は、現時点における国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自律性をもって、自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきである。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/211116.html>

※意見書全文は <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/211116.pdf>

市民集会（会場参加&リモート配信）

## 個人情報保護条例がなくなる？ —自治体からの抵抗は可能か—

- 2021年12月18日（土曜日）14時～16時30分

- 文京シビックセンター 4階 シルバーホール

所在地 東京都文京区春日 1-16-21

東京メトロ 丸ノ内線「後楽園駅」4a・5番出口徒歩1分

東京メトロ 南北線「後楽園駅」5番出口徒歩1分

都営地下鉄 大江戸線・三田線「春日駅」文京シビックセンター連絡口徒歩1分

JR 中央・総武線（各駅停車）「水道橋駅」東口、白山通り徒歩10分

- お話 森田 明さん（弁護士）

### 「改正法による条例画一化の問題点と地方自治体の対応」

自治体が定める個人情報保護条例の「リセット」と国基準化が、2021年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法に基づいて、公布の日から2年以内に実施されようとしています。

6月に個人情報保護委員会が示した「考え方」によれば、「オンライン結合の制限」「法の規律を超えて要配慮個人情報を規律すること」「個人情報の取り扱いについて典型的に審議会等への諮問を要件とすること」「死者に関する情報を個人情報に含めて規律すること」は認められません。国のガイドラインが示されてからでは手遅れです。

この問題で日弁連が発表した意見書の作成に関わり、また自治体の個人情報保護審議会委員を多く務める森田弁護士のお話を伺い、討論します。集会は、どなたでも参加できます。

集会のリモート配信を準備しています

資料代 500円

主催 共通番号いらぬネット  
(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

連絡先 Tel. 080-5052-0270（宮崎） <http://www.bango-iranai.net/>



▲詳細掲載ページ

